

令和9年度当初保育園等の入園申込に必要な書類一覧

必要書類	必要な方	提出方法
①本人確認書類	全員(申請保護者分)	電子申請 (画像データやPDF)
②保育を必要とする証明書	全員(保護者全員分)	電子申請 (画像データやPDF)
③令和8年度(令和7年分)所得課税証明書又は非課税証明書	令和8年1月1日時点で清須市に住民票がなかった方	電子申請 (画像データやPDF)

① 本人確認書類

申請保護者の本人確認ができるものを画像データ又はPDFで添付してください。なお、本人確認書類の種類によって1点で本人確認ができるものと2点で本人確認ができるものが異なります。

(1)顔写真付き身分証明書をお持ちの場合(1点で本人確認ができるもの)

マイナンバーカード(顔写真のついている表面のみ(※))、パスポート、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書 等

(※)必ずお読みください

マイナンバーカードには、顔写真・住所・氏名及び生年月日等が記載されている表面と、個人番号が記載されている裏面がございます。特定個人情報保護の観点から、個人番号の記載されたマイナンバーカードの裏面を絶対に提出しないようご注意くださいますようお願いいたします。

(2)顔写真付き身分証明書をお持ちでない場合(2点で本人確認ができるもの)

健康保険資格確認証、年金手帳、生活保護受給者証、社員証 等

② 保育を必要とする証明書

P2～4をご確認ください。

③ 令和8年度(令和7年分)所得課税証明書又は非課税証明書

清須市では、入園基準指数表をもとに算出された入園基準指数の数値が他の園児と同点の場合、指数表以外の項目について順に優先度が高い園児を優先的に調整しており、その項目のひとつに所得の項目を設けています。

そのため、令和8年1月1日時点で清須市に住民票がなかった方は、令和8年度(令和7年分)所得課税証明書又は非課税証明書のご提出をお願いします。(令和8年度(令和7年分)所得課税証明書又は非課税証明書の取得方法は、令和8年1月1日時点で住民票があった市町村の税担当課にお問い合わせください。)

なお、入園基準指数は保護者の方の状況で判断しますので、申込児童や祖父母等の令和8年度(令和7年分)所得課税証明書又は非課税証明書は不要です。

② 保育を必要とする証明書について

P3「保育が必要な理由が就労の方」又はP4「保育が必要な理由が就労以外の方」を参照し、それぞれの「保育が必要な理由」に応じ、「提出していただく書類」を「保護者全員分」ご提出ください。

なお、令和9年4月1日時点で65歳未満の同一敷地内に住む祖父母等の親族も、同様に保育を必要とする証明書の提出が必要となります。これらの提出がない場合(就労していないなど)は、調整指数が減点となります。65歳以上の祖父母等の親族の方は、証明書を提出する必要はありません。

また、保育を必要とする証明書の書類は、入所日時点の状況が記載された証明書をご提出ください。ご不明な点がございましたら、児童保育課までお問い合わせください。

〈参考：入所日時点の状況が記載された証明書の考え方〉

(例1)現在認可外保育施設を利用し就労中の場合

申込み時点(10月)の就労時間：月 60 時間

入所(令和9年4月)が決定したら働く予定の就労時間：月 180 時間

⇒月 180 時間働く予定である内容の就労証明書を提出

(例2)現在育児休業取得中の場合

休業前の就労時間：月 180 時間

入所(令和9年4月)が決定したら働く予定の就労時間：月 140 時間

⇒月 140 時間働く予定である内容の就労証明書を提出

<保育が必要な理由が就労の方>

保育が必要な理由			提出していただく書類	証明者
a	就労	被雇用者(会社員、会社役員、公務員、派遣社員、パート等)	(1)就労証明書	事業主
		自営業(個人事業主)、自営業の専従者、農業を営む者 ※	(2)添付書類 (※自営業・農業・内職の方のみ)	事業主
		内職(新規申込は3歳児以上のみ) ※		内職提供者

(2) 添付書類

自営業・農業・内職での就労につきましては、就労証明書に加えて内容確認のため、添付書類の提出をお願いします。※65歳未満の父母以外の親族の就労証明書には、添付書類は不要です。

就労の種類		提出していただく添付書類(写し)	備考
ア	自営業(個人事業主)の経営者※2	(1)青色申告決算書※1 (2)直近の確定申告 B 第一表と第二表 控(受付記録があるもの)※1	(1)または(2)のどちらかを提出
イ	自営業の専従者 (家族従業員)※2	(1)専従者の場合は、青色事業専従者 給与に関する届出書	事業専従者に関する事項の欄に氏名が記入されている確定申告書 B 第二表の写しでも可
ウ	農業に従事する者※2	(1)青色申告決算書※1 (2)直近の確定申告 B 第一表と第二表 控(税務署収受印や受付記録があるもの)※1 (3)直近の出荷証明書等	(1)と(2)はいずれかを提出 自家消費のための農業、同居ではない親族の農業の手伝いは不可
エ	内職に従事する者	(1)内職の内容、収入がわかる書類(発注書、納品書、収入の振込が確認できる通帳等)	<u>3歳未満児の内職理由での入園は不可</u>

※1 開業後間もなく、青色申告決算書、確定申告書の提出ができない場合は、「個人事業の開業届出書」又は「青色申告承認申請書」を提出。

※2 自営業・農業の方で就労証明書に添付する書類の提出ができない場合、利用調整時の入園基準指数が減点となりますのでご注意ください。

【保育の認定ができない就労について】

次の就労については、保育の適正実施の観点から、月60時間以上の就労証明が提出されても保育が必要な就労として認めない場合があります。ご理解の程、よろしくお願いします。

- (1)無給(現物支給)または勤務時間に対して著しく収入の低い仕事(自営業専従者を除く。)
- (2)就労先での食事の提供など現物支給のみの仕事
- (3)自家消費のための農業、同居ではない親族の農業手伝い(雇用されている場合を除く。)
- (4)内職の方で、就労証明書に添付する書類の提出ができない場合

<保育が必要な理由が就労以外の方>

保育が必要な理由		提出していただく書類	証明者
b	母親の出産	(1)母子手帳の写し(表紙及び出産予定日が記載されているページ)	—
c	病気等	(1)診断書、障害者手帳または療育手帳等の写し ※診断書は、3か月以内に発行されたもの(原則原本、きょうだいの場合はコピー可) ※診断書は、市が定める様式のものか、それと同様の内容が記載されているものを提出してください。	医師(診断書が必要な場合)
d	病人の看護等	(1)介護(看護)申立書 (2)介護・看護を必要とする方の障害者手帳または療育手帳等の写し (3)介護・看護を必要とする方の診断書((2)が発行されていない場合)	医師(診断書が必要な場合)
e	災害等	※枠外、参照	
f	就学	(1)在学証明書 (2)授業等のスケジュールが月60時間以上あることが証明できる資料	校長等
g	虐待・DV	※※枠外、参照	
h	求職活動、起業準備活動 ※2次募集のみ	(1)求職活動・起業準備状況申立書 (2)ハローワーク受付票の写し等(求職活動の方) (3)個人事業の開業・廃業等届出書の写し(起業準備活動の方。税務署に届け出た後にご提出ください。)	—
i	育休取得時 ※2次募集のみ ※新規申込は3歳児以上のみ	a に準ずる	

※災害等及び虐待・DV を保育が必要な理由とする場合の入園申し込みについて
保育が必要な理由「e 災害等」及び「g 虐待・DV」には公的機関からの証明書が必要となります。こちらの基準での入園を希望される場合は、事前に児童保育課までご相談ください。